

木津川市教育委員会会議録

平成30年第3回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：平成30年3月28日（水） 午前9時30分から午前10時53分まで
- 場 所：木津川市役所 4階 4-2会議室
- 出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）竹本教育部長、加藤理事、遠藤理事、大西教育部次長兼学校教育課長、
島川担当課長、大溝社会教育課長、肥後文化財保護課長

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認
教育長が、平成30年第2回定例会議の会議録の承認について提案された。
委員より異議なく承認された。

3. 議事
《議案第12号 木津川市図書館協議会委員の任命について》

教育長が、事務局に説明を求めた。
事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

委員の任期満了に伴い、木津川市図書館条例第5条第3項の規定による新たな協議会委員を選定し、任命するもの。任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までである。

委員中の8名は、再任。新任の1名については公募委員である。

公募委員については、2月6日から20日の間に8名の応募があり、論文により5名を合格とした。公平性を保つ意味で2月23日に合格者5名による抽選会を行い、1名を選定したものである。

【質疑応答】

委 員：公募委員は1期だけと決まっているのか。

事 務 局：公募委員は、1期2年で替わっていただいている。

委 員：もう1期したいと希望された場合は、再度、応募いただくのか。

事 務 局：お見込みのとおり。公募委員は、市民の多くの方から募ることが前提である。

委 員：会議は、年に何回程度開催されるのか。

事務局：委員に出席いただくのは3回程度である。当初に会議を行い、他には、他市町村への研修等で参集いただく。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第13号 木津川市スポーツ推進委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市スポーツ推進委員に関する規則に規定する委員を委嘱したいので、教育委員会の同意を求めるもの。

今後、更なるスポーツ振興のため、市民に対しスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うためにスポーツ推進委員2名を委嘱するものである。任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。

【質疑応答】

委員：昨年度も申し上げたが、東京オリンピック・パラリンピックに向けて障害者スポーツの振興を図っていくべきである。

障害者スポーツを指導できる方にスポーツ推進委員になっていただく努力が必要と考える。

提案のあった2名の方については、現任のスポーツ推進委員の推薦との事であるが、他に事務局から願う方法等はあるのか。

事務局：特に取り決めはない。

今回の2名の方については、スポーツ推進委員の方がスポーツに親しんでおられる環境の中でつながりがあったことから推薦に至っている。また、スポーツ推進委員が少なかった山城町地域と住宅開発地域でスポーツ推進委員がおられない城山台地区の在住者を推薦いただいたことで、スポーツの普及につながると考えている。

教育長：現在は、関係団体からの推薦等だけであるが、ホームページで公募は考えていないのか。

事務局：現在考えていない。今後の検討課題である。

委員：スポーツにより違いがあると思うが、委員の方は年間どれ位出ているのか。

事務局：回数は把握していないが、かなりの日数を出ていただいている。

全員が出ていただく訳ではないが、要請があったところへ派遣させて頂き、

実技の指導等を行っていただいている。

また、それぞれお勤めされておられるので、夜に会議を開催し、出席いただいている。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第14号 木津川市教育委員会後援名義等使用承認取扱規程の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市行政地域設置条例が制定され、木津町区長設置条例、区長等設置に関する規則及び山城町地区長設置規則が廃止されていることに伴う改正と併せて、本規定の内容を見直し、所要の改正を行うもの。

この改正については、旧町の区長設置条例、規則が規程の中に残っており、後援名義使用承認をそのまま取扱っていたこと。また、申請に係る申請書並びに決定書等の内容を見直し規程の一部を改正するものである。

施行日については、平成30年4月1日である。

【質疑応答】

委員：毎年、恒例で実施されている事業に対する後援名義使用許可の有効期間はいつまでか。

事務局：事業実施期間を示して申請していただくので、許可については、その期間となる。その事業が終了すれば許可は失効する。毎年される事業も申請は毎年していただく。

年間120から130団体に後援名義の使用を許可している。

教育長：旧町の区や区長の規定を改めることと、承認基準に「教育文化等の向上に寄与すると認められる事業を行う団体等が主催するとき。」「入場料、参加料その他の料金を徴収する場合、事業に要する経費等を勘案して、徴収する目的及び料金が適切であること。」を加える2点が大きな改正の部分か。

事務局：これまでの承認基準では、社会教育団体や市関係団体となっていた。後援名義の申請をされる中には民間団体もあり、教育文化等の向上に寄与すると認められる事業を行う団体等を規定させていただいた。

また、参加料や入場料については、高額な参加料を徴収される場合もあるので、抑止の意味でも規定を加えている。

教育長：年間120件余りの後援名義申請の中で、これまで許可しなかったケースは

あるのか。

事務局：ほとんどない。

教育長：他市町では、後援名義に係わらず施設利用料の減免を行っていない所がある。

本市の現状では、施設利用条例の中で後援名義があれば施設利用料の減免が出来るようになっており、減免のために後援名義使用を申請される場合もあり得るので、一定の整理をする時期に来ていると考える。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

4. 教育長報告（平成30年2月21日～平成30年3月28日）

(1) 教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・この期間は、市議会、人事及び卒園式並びに卒業式が主であった。
- ・3月24日に加茂プラネタリウム館見学会が行われた。

5. その他

(1) 今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 平成30年度 幼稚園：入園式、小・中学校入学式 教育委員会出席者について
事務局が、資料に基づき出席者を報告した。

(3) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

(4) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成30年4月23日（月）午前9時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。